運送業の「2024年問題」への労務対応

「働き方改革」関連の法改正のうち、適用が猶予されていた自動車運転の業務(ドライバー)の時間外労働の上限が、2024年4月1日以降、年960時間に規制されます(※違反の場合、30万円以下の罰金または6か月以下の懲役等)。このことにより発生する諸問題のことを一般的に「2024年問題」と言います。この解決のためには、自社の労務管理や人事諸制度の改定が必要となります(その他、取引先企業の協力なども必要です)。今回は、「2024年問題」に関する労務面の実務対応について、三井住友海上経営サポートセンターアドバイザーより分かりやすく解説いたします。

定員になり次第、締め切らせていただきます。お早めにお申込みください。



セミナー内容

「2024年問題」への労務対応

講演

2023年1月23日(月)15:00~ 17:00 (三井住友海上)

<主な内容>

- 1. 運送業の「2024年問題」とは
- 2. 「2024年問題」のリスク (改善基準告示の改正についても解説します)
- 3. 「2024年問題」に対応するための3つのポイント *内容は一部変更となる可能性があります。

備考

講演途中で10分程度の休憩を予定しています。

講師紹介

三井住友海上経営サポートセンター アドバイザー 冨永 剛生(とみなが ごうせい)

<プロフィール>

三井住友海上火災保険株式会社 営業推進部 法人開発室 課長 中小企業診断士

社会保険労務士

CFP認定者

1級ファイナンシャル・プランニング技能士



三井住友海上は

「経営革新等支援機関」として認定されています。

三井住友海上経営サポートセンターは、企業経営 者の皆さまのさまざまな経営リスクの解決を支援して おります。

また、三井住友海上は保険業界で初めて中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」として認定されました。※平成25 年6 月認定

日 時 2023年1月23日(月)15:00~17:00(14:30からログイン可)

参加方法

オンライン(ZOOM) 申込時のメールアドレス宛に、後日ご案内いたします。

参加費無料

定 員

70名限定(定員に達し次第、受付を締め切らせていただきます)

お申込み方法

下記URLもしくはQRコードより必要事項を入力の上お申込みください。 後日、入力頂きましたメールアドレス宛にZOOMID等をご案内致します。 https://forms.office.com/r/pgQfP/wgA7

https://forms.office.com/r/pq9fR4w8A7



長崎県長崎市元船町9-18 長崎BizPORT3階

三井住友海上火災保険株式会社 長崎支店 長崎支社 担当:永田

TEL: 095-825-3122 FAX: 095-826-1305

